住所　兵庫県姫路市野里898番地
李四郎　昭和８年12月15日生
趙正伊　昭和13年３月３日生
李浩明　昭和33年７月19日生
住所　千葉県我孫子市寿２丁目９番20―502号
金冬樹　昭和36年１月５日生
住所　千葉市美浜区浜田１丁目３番地
孫輝　昭和50年５月18日生
殷霞　昭和50年12月８日生
孫漢青　平成16年６月４日生
住所　山形県米沢市金池１丁目３番４―21号
周永昌　昭和50年３月２日生
周子毓　平成17年４月11日生
周子竣　平成21年６月16日生
住所　千葉県柏ケ浦市神納１丁目２番地２
閻寧　昭和56年12月28日生
住所　横浜市保土ケ谷区川辺町３番地１
鄭媛　昭和57年５月23日生
住所　東京都稲城市坂浜3322番地22
駱凱　昭和53年12月11日生
住所　東京都町田市中町２丁目21番８号
劉麗　昭和57年１月１日生
住所　東京都西東京市南町３丁目23番５―509号
韓淑麗　昭和34年11月16日生
鄧冠一　昭和59年６月27日生
住所　長野県塩尻市大字片丘7329番地
呉学偉　昭和55年２月25日生
住所　東京都立川市若葉町４丁目25番地１
王浩　昭和51年７月16日生
王太郎　平成21年６月25日生
住所　名古屋市中村区日比津町２丁目６番８号
秦姗娜　昭和52年８月２日生
辛偉**超**　平成15年２月13日生
住所　新潟県新発田市佐々木2488番地２
タンビル・アハメド　昭和57年２月５日生
住所　埼玉県坂戸市薬師町６番地４
王帥　平成３年１月23日生
住所　川崎市中原区上平間168番地１
ピッチ・ファン　昭和55年10月４日生
住所　愛媛県新居浜市菊本町２丁目３番２号
鄭邦宏　昭和40年11月15日生
住所　富山市太田口通り１丁目５番９―501号
權楠衣　昭和60年２月14日生
住所　千葉県松戸市新松戸東11番地10
姜暁芳　昭和56年12月６日生
住所　三重県津市寿町16番46号
金賢秀　昭和59年９月４日生
住所　宮城県岩沼市稲荷町２番５号
李有夏　昭和44年３月１日生
住所　さいたま市見沼区春野１丁目５番６―404号
王家奕　昭和58年４月18日生
住所　名古屋市西区清里町301番地
金英淑　昭和57年５月10日生
住所　東京都江東区大島６丁目１番５―1425号
龕月明　昭和56年10月15日生
住所　東京都大田区上池台４丁目25番２号
安栄玉　昭和60年７月29日生
住所　京都市左京区一乗寺南大丸町13番地
王丹　昭和50年11月20日生
住所　京都市左京区北白川東平井町３番地
孟強　昭和49年５月19日生
余良　昭和49年５月14日生
孟東洋　平成14年10月６日生
孟東海　平成19年８月９日生
住所　福岡市西区姪の浜５丁目21番19号
夫紀子　昭和49年６月29日生
住所　千葉県船橋市前原西４丁目30番３―103号
李亜純　昭和59年３月29日生
住所　奈良県生駒郡平群町大字横原752番地６
金元隆　昭和53年６月４日生
住所　東京都品川区西品川２丁目12番９号
李善裕　昭和56年３月７日生
住所　千葉市稲毛区園生町731番地４
李久裕　昭和57年８月30日生
住所　千葉県富里市御料1005番地42
李信裕　昭和58年９月14日生
住所　東京都品川区大崎５丁目２番１号
趙顯順　昭和51年６月25日生
住所　山口県岩国市平田１丁目26番65号
宣年徳　昭和48年３月26日生
住所　横浜市金沢区富岡西２丁目８番７号
林淑娟　昭和62年８月24日生
住所　横浜市都筑区中川６丁目１番G―916号
金**尚**美　昭和46年６月23日生

○法務省告示第四百十五号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十四年十月二日　法務大臣　滝　実

一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
ＩＬＪＩＮ Ｅｎｅｒｇｙ Ｃｏ.，Ｌｔｄ.	４１２―７、Ｈｗａｓａｎ―ｒｉ、Ｏｎｓａｎ―ｅｕｐ、Ｕｌｊｕ―ｇｕｎ、Ｕｌｓａｎ、Ｋｏｒｅａ

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十四年十月二日から三年を経過する日まで

○外務省告示第三百三十一号

トリニダード・トバゴ共和国政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の加入書を平成二十四年六月七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月七日にトリニダード・トバゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年六月十五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十月二日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百三十二号

トリニダード・トバゴ共和国政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十四年六月七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月七日にトリニダード・トバゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年六月十五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十月二日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百三十三号

トリニダード・トバゴ共和国政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十四年六月七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月七日にトリニダード・トバゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年六月十五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十月二日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百三十四号

トリニダード・トバゴ共和国政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を平成二十四年六月七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月七日にトリニダード・トバゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年六月十五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十月二日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百三十五号

トリニダード・トバゴ共和国政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の加入書を平成二十四年六月七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月七日にトリニダード・トバゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年六月十五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十月二日　外務大臣　玄葉光一郎